



平成 20 年 3 月 12 日

各 位

東京都新宿区西新宿一丁目 25 番 1 号
株式会社 B B H
(URL <http://www.bbank.co.jp>)
代表者名 代表取締役社長 田原 弘之
(コード番号：3719)
問合せ先 執行役員 江口 航
電話番号：03-3348-8380

定款一部変更に関するお知らせ

当社は平成 20 年 3 月 12 日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を平成 20 年 3 月 27 日開催予定の定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 変更の理由

- (1) 当社グループの今後の事業展開に備えるため、支配・管理する会社等の事業目的等を追加するものであります。(変更案第 2 条)
- (2) 取締役が職務の遂行にあたり期待される役割を十分に発揮できるように、取締役会の決議によって法令の定める範囲で責任を免除することができる旨、及び社外取締役の責任を法令の定める最低責任限度額に限定するための契約を締結することができる旨の規定(変更案第 32 条)を新設するものであります。なお本規定の新設を議案として提出することにつきまして監査役会の同意を得ております。
- (3) 監査役が職務の遂行にあたり期待される役割を十分に発揮できるように、取締役会の決議によって法令の定める範囲で責任を免除することができる旨、及び社外監査役の責任を法令の定める最低責任限度額に限定するための契約を締結することができる旨の規定(変更案第 41 条)を新設するものであります。
- (4) 会計監査人に関する規定(変更案第 42 条～第 43 条)を新設し、併せて会計監査人が職務の遂行にあたり期待される役割を十分に発揮できるように、会計監査人との間に責任限定契約を締結することができる旨の規定(変更案第 44 条)を新設するものであります。
- (5) その他上記各変更に伴う所要の変更を行うものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は別紙のとおりです。

3. 日程

定時株主総会開催予定日 平成 20 年 3 月 27 日
定款変更の効力発生予定日 平成 20 年 3 月 27 日

以 上

(別紙)

現行定款	変更案
<p>(商号)</p> <p>第1条 (省略)</p> <p>(目的)</p> <p>第2条 当社は、次の各号の事業を営む会社、組合その他これに準ずる事業体の株式又は持分を所有することにより、当該会社等の事業活動を支配・管理することを目的とする。</p> <p>(1)～(5) (省略)</p> <p>(新設)</p> <p>(6)～(18) (省略)</p> <p>2. (省略)</p> <p>第3条～第31条 (省略)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>第32条～第39条 (省略)</p> <p>(新設)</p>	<p>(商号)</p> <p>第1条 (現行どおり)</p> <p>(目的)</p> <p>第2条 当社は、次の各号の事業を営む会社、組合その他これに準ずる事業体の株式又は持分を所有することにより、当該会社等の事業活動を支配・管理することを目的とする。</p> <p>(1)～(5) (現行どおり)</p> <p><u>(6)有価証券の取得、保有及び運用</u></p> <p>(7)～(19) (現行どおり)</p> <p>2. (現行どおり)</p> <p>第3条～第31条 (現行どおり)</p> <p><u>(取締役の責任免除)</u></p> <p>第32条 当社は、取締役会の決議によって、<u>取締役(取締役であったものを含む。)の会社法423条第1項の賠償責任について、法令に定められる要件に該当する場合には、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として免除することができる。</u></p> <p>2. 当社は、社外取締役との間で、<u>会社法第423条第1項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任を法令の定める最低責任限度額に限定する契約を締結することができる。</u></p> <p>第33条～第40条 (現行どおり)</p> <p>(監査役の責任免除)</p> <p>第41条 当社は、取締役会の決議によって、<u>監査役(監査役であったものを含む。)の会社法423条第1項の賠償責任について、法令に定められる要件に該当する場合には、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として免除することができる。</u></p>

現行定款	変更案
<p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>第六章 計算 第40条～第43条 (省略)</p>	<p><u>2. 当社は、社外監査役との間で、会社法第423条第1項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任を法令の定める最低責任限度額に限定する契約を締結することができる。</u></p> <p><u>第六章 会計監査人</u></p> <p><u>(会計監査人の選任方法)</u></p> <p><u>第42条 当社の会計監査人は、株主総会の決議によって選任する。</u></p> <p><u>(会計監査人の任期)</u></p> <p><u>第43条 会計監査人の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u></p> <p><u>2. 会計監査人は、前項の定時株主総会において別段の決議がなされなかったときは、当該定時株主総会において再任されたものとみなす。</u></p> <p><u>(会計監査人の責任免除)</u></p> <p><u>第44条 当社は、会計監査人との間で、会社法第423条第1項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任を法令の定める最低責任限度額に限定する契約を締結することができる。</u></p> <p>第七章 計算 第45条～第48条 (現行どおり)</p>